



熊本県公報

告 示

熊本県告示第八十四号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十四年二月四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県本渡市杵宇土町字要ノ迫一三三、一三三、字柿ノ平一〇九六、一〇九七、一一一〇の一、一一一〇の二

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに本渡市役所に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第八十五号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十四年二月四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県牛深市牛深町字長手三三三の一、三三三、四二の一、三三三、四七の六

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

目 次

告 示

保安林の指定に関する予定

〃 (森林保全課) 一

〃 () 二

〃 () 二

〃 () 三

〃 () 三

〃 () 三

上益城郡医師会付属看護高等専修学校の指定取消し

公 告 (医務福祉課) 四

特定非営利活動法人設立の認証申請 (県民生活総室) 四

第七次熊本県職業能力開発計画 (職業能力開発課) 四

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 四

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民生活総室) 四

登 載 依 頼 () 四

菊池地域保健医療推進協議会の会議の開催 (菊池地域保健医療推進協議会) 五

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催 () 五

() 〃 () 六

教育委員会の会議の開催 (教育委員会) 六

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに牛深市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第八十六号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十四年二月四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡姫戸町大字姫浦字里四七三七、四七三八

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字里四七三七・四七三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに姫戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第八十七号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十四年二月四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡新和町小宮地字上久保一〇七〇七の三、一〇七〇九の五から一〇七〇九の一二まで、字上二本木一〇六四八の一から一〇六四八の

三まで

二 指定の目的 落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに新和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第八十八号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十四年二月四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡五和町大字井手字野中二五三〇の一、二五三〇の二、二五三一の一、二五三二から二五三四まで、字里二五五四、二五五五、二五六二、二五六三、二五六七の一、二五七〇、二五七一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字里二五五五（次の図に示す部分に限る。）（二五六三、二五七〇、二五七一

(「次の図」に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに五和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第八十九号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十四年二月四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（一） 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町坂瀬川字越路一五四三の一、一五四三の二、一五四四の一、一五四四の四、一五四五、一五四六の二、一五四七、一五四八の一、一五四八の二

指定の目的 土砂の流出の防備

（三）（二） 指定の目的 土砂の流出の防備

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字越路一五四三の一（次の図に示す部分に限る。）、一五四三の二、一五四四の一（次の図に示す部分に限る。）、一五四四の四、一五四五、一五四六の二、一五四七、一五四八の一（次の図に示す部分に限る。）、一五四八の二

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（一） 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字光り神一九四四の一（次の図に示す部分に限る。）、一九四五、一九六〇、字甚四郎林一九七五、一九七六の一（次の図に示す部分に限る。）、一九七六の二、一九七七

指定の目的 土砂の流出の防備

（三）（二） 指定の目的 土砂の流出の防備

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字光り神一九四四の一、一九四五・一九六〇・字甚四郎林一九七五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一九七六の一、一九七六の二・一九七七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第九十号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十四年二月四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（一） 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡天草町下田北字大志津羅五六の二から五六の四まで、五六の六、六六の六、六六の一、七五の二、八三の二、字砂ノ鳥八五の三、九二の一、九二の二、九二の四、九二の五、字小松境九六の一、九六の三から九六の九まで、九六の一から九六の一三まで

指定の目的 土砂の流出の防備

（三）（二） 指定の目的 土砂の流出の防備

1 立木の伐採の方法

（1） 主伐は、択伐による。

（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（一） 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡天草町福連木字江河内三四三〇の一、三四三〇の二

指定の目的 土砂の流出の防備

（三）（二） 指定の目的 土砂の流出の防備

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字江河内三四三〇の一・三四三〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 問伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九十一号

昭和四十三年四月六日熊本県告示第二百七十七号(保健婦助産婦看護婦法第二十二條第二号に規定する准看護婦養成所)のうち、社団法人上益城郡医師会付属看護学院の項を削除し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年二月四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

公 告

熊本県公告第六十六号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年二月四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 申請年月日
平成十四年一月十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人さわやかネット天草
- 三 代表者の氏名
出永三千代
- 四 主たる事務所の所在地
熊本県天草郡河浦町大字路木千八百九十八番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は助け合いの精神に基づき、地域市民が相互に、対等平等な立場で、自主的な福祉サービス活動を行い、誰もが健康で安心して暮らしていける社会を創出し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第六十七号

第七次熊本県職業能力開発計画を定めたので、次のとおり閲覧に供する。
 平成十四年二月四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 閲覧の場所 熊本県商工観光労働部職業能力開発課
- 二 閲覧の時間 熊本県庁の休日を除く午前八時三十分から午後五時まで

熊本県公告第六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十四年二月四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 都市計画の種類
松橋不知火都市計画土地区画整理事業松橋大野土地区画整理事業
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第六十九号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法平成十年法律第七号)第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年二月四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 申請年月日
平成十四年一月十七日
- 二 名称
特定非営利活動法人地域たすけあいの会
- 三 代表者の氏名
北本節代

四 主たる事務所の所在地
熊本県玉名市中尾四五四―二

五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民による地域住民のための活動として、玉名郡市を核として周辺に広がる地域の住民を対象とした生活支援サービス、地域交流の促進、環境問題への取り組み、子どものための憩いと学びと活動の場づくり等をおこない、明るくやさしい地域社会づくりをめざしていくことを目的とします。

登 載 依 頼

菊池地域保健医療推進協議会公告第一号

菊池地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

平成十四年二月四日

菊池地域保健医療推進協議会 会長 徳 永 温 正

一 開催日時

平成十四年二月二十二日(金)

午後二時三十分から午後四時三十分まで

二 開催場所

菊池市限府一〇九〇の一

菊池国際ホテル「笹乃家」

三 議題

1 菊池地域保健医療計画について

2 健康危機管理マニュアルの策定について

3 保健所の運営について

4 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

菊池市限府一二七二―一〇

菊池地域保健医療推進協議会事務局(菊池保健所総務企画課)
電話〇九六八―二五―四一五五

菊池地域保健医療推進協議会公告第二号

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。
平成十四年二月四日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

会長 清 原 英 二

一 開催日時

平成十四年二月二十二日(金)

午後一時三十分から午後二時二十分まで

二 開催場所

菊池市限府一〇九〇の一

菊池国際ホテル「笹乃家」

三 議題

1 平成十四年度病院群輪番制病院運営事業計画について

2 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

菊池市限府一二七二―一〇

菊池地域保健医療推進協議会事務局(菊池保健所総務企画課)
電話〇九六八―二五―四一五五

熊本県教育委員会公告第一号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成十四年二月四日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

一 開催日時

平成十四年二月十二日(火)午後一時三十分から

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県庁行政棟新館七階 教育委員会室

三 議題(予定)

1 熊本県立高等学校学則の一部改正について

2 熊本県立学校管理規則等の一部改正について

3 文化財の指定解除について

4 文化財の指定について

5 熊本県スポーツ振興計画骨子(案)について

6 平成十三年度熊本近代文化功労者顕彰事業の教育面における活用について

7 平成十三年度全国高等学校総合体育大会熊本県実行委員会第三回総会の開催についで

8 その他

四 傍聴人の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴受付は、会議当日午後一時から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。

2 午後一時二十分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後一時二十分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。

3 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができ

六 非公開の案件

議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。

七 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

発行所 熊本県
平成十四年二月四日印刷
平成十四年二月四日発行

熊本県教育委員会事務局総務企画課総務係

(電話)〇九六―三八三―一一一 内線六六二(三)

印刷所

熊本県国府四丁目一〇一
株式会社 秀巧社
電話(代)〇九六―二八六―三三三番

R100
古紙配合率100%